

届出が必要な加算等及び添付書類(短期入所療養介護(病院等))

・加算の算定要件については、厚生労働省告示等にて示されていますので、各自で確認してください。

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-1)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1-2、介護予防サービスは別紙1-2-2)の他に以下の添付書類を提出してください。

・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求められることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類	※既存算定事業所に係る令和6年6月以降の取扱い
短期入所療養介護	病院療養型	・病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出書(別紙29-4)	
	ユニット型病院療養型		
	病院経過型		
	ユニット型病院経過型		
	診療所型		
	ユニット型診療所型		
	認知症患者型		
	ユニット型認知症患者型		
	認知症経過型		
	I～V型		
	夜間勤務条件基準	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1)	提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	職員の欠員による減算の状況	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1)	提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	ユニットケア体制	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1)	提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	高齢者虐待防止措置の有無		令和6年4月までに基準型の届出をしている場合、新たな届出は不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	業務継続計画策定の有無		令和6年4月までに基準型の届出をしている場合、新たな届出は不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	療養環境基準		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	医師の配置基準		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	設備基準		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	若年性認知症利用者受入加算		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	送迎体制		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
療養食加算		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
認知症専門ケア加算	・認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2)	提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
生産性向上推進体制加算	・生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28)	提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
特定療養費項目		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1)	提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
リハビリテーション提供体制		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算	提出書類については、下記のホームページをご確認ください。 ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について URL: http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html	左記URLをご確認ください。	
介護予防短期入所療養介護	病院療養型	※短期入所療養介護と同様	
	ユニット型病院療養型		
	病院経過型		
	ユニット型病院経過型		
	診療所療養型		
	ユニット型診療所型		
	認知症患者型		
	ユニット型認知症患者型		
	認知症経過型		
	夜間勤務条件基準	※短期入所療養介護と同様	
	職員の欠員による減算の状況	※短期入所療養介護と同様	
	ユニットケア体制	※短期入所療養介護と同様	
	高齢者虐待防止措置の有無		令和6年4月までに基準型の届出をしている場合、新たな届出は不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	業務継続計画策定の有無		令和6年4月までに基準型の届出をしている場合、新たな届出は不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	療養環境基準		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	医師の配置基準		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	設備基準		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	若年性認知症利用者受入加算		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	送迎体制		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	口腔連携強化加算	※短期入所療養介護と同様	
療養食加算		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
認知症専門ケア加算	※短期入所療養介護と同様		
生産性向上推進体制加算	※短期入所療養介護と同様		
特定療養費項目		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
サービス提供体制強化加算	※短期入所療養介護と同様		
リハビリテーション提供体制		提出不要(令和6年5月の情報を引き継ぐ)	
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算	※短期入所療養介護と同様		